

観光需要分散のための
地域観光資源の
コンテンツ化促進事業

観光需要分散のための 地域観光資源のコンテンツ化促進事業説明会

令和8年2月13日

観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業事務局

1. 本事業の概要

2. 本事業の流れ及びスケジュール

3. 応募資格及び補助内容並びに採択事業者の選定

4. 申請手続について

5. 申請前支援について

注：内容は2/12時点のものになります。最終的な内容は公募要領等でご確認ください。

1. 本事業の概要

本事業の目的

本事業は、観光による経済効果を全国津々浦々に波及させ、観光消費を効果的に拡大させるとともに、持続的な地方誘客により観光需要の平準化につながるよう、インバウンドの需要分散に資する観光コンテンツ供給の促進を目的とし、地方公共団体、DMO、民間事業者等による、多様な地域資源を活用した観光コンテンツの造成や情報発信、販路開拓等を総合的に支援します。

また、品質を高めたインバウンド向けの高単価な観光コンテンツや、地域産業への波及効果が期待できるガストロノミー分野の観光コンテンツ造成等を重点的に支援します。

◆各類型の位置づけ

差別化

- 商品化
- 販売経路の確保
- 運用資金・人材の確保

③品質向上型

磨き上げられた
観光コンテンツ

商品化された
観光資源

地域資源
(眠っている観光資源)

①新創出型

②分野特化型(ガストロミー)

- 商品としての高付加価値化
- 販売経路の最適化
- 持続可能な経営

消費できるモノ

地域にありのまま
存在するモノ

- 景観・寺社仏閣・自然
- 生活・産業
- 人 …etc.

- アクティビティ
- 歴史・文化体験
- 観劇・観戦
- 周遊ツアー
- ガイド付き見学
- 交流体験 …etc.

高価格化



◆ 類型・主な支援内容・想定採択件数

類 型	主な支援内容	想定採択件数
① 新創出型	地域資源を活用した観光コンテンツに関するアイデアをもとに、インバウンドを対象に観光コンテンツの造成に取り組もうとする事業は、こちらの類型を選択してください。本類型は、これまでの観光コンテンツ造成の経験は問いません。	350～400件程度
② 分野特化型 (ガストロノミー)	ガストロノミー・ツーリズムの分野でインバウンドを対象に観光コンテンツの造成に取り組もうとする事業は、こちらの類型を選択してください。本類型は、ガストロノミー・ツーリズム分野における先進事例となりうる観光コンテンツの造成に係る事業が対象となります。	10件程度
③ 品質向上型	より高単価なインバウンド向け観光コンテンツの供給に向け、既存の観光コンテンツの改善等に取り組もうとする事業者は、こちらの類型を選択してください。本類型は、すでに観光コンテンツの造成及び販売の実績を有している事業者が対象となります。	100件程度

※上記3類型の中から一つを選択して申請してください。同一の申請内容を、複数の類型に申請することはできません。

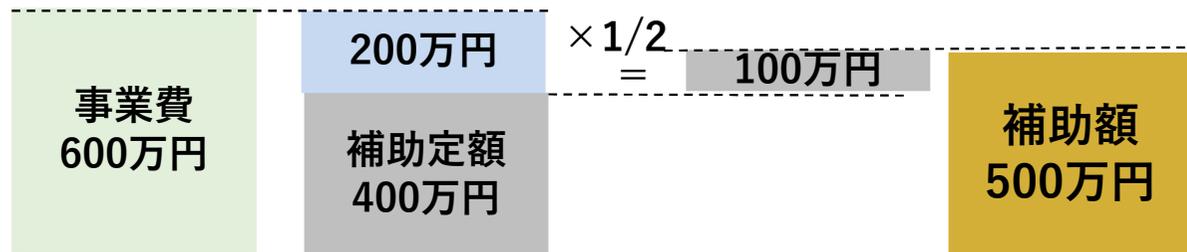
◆補助額・補助率・最低事業費

類 型	補助額・補助率	最低事業費
①新創出型	400万円まで定額 400万を超える部分は 事業費 2,100万円 まで補助率1/2	<u>600万円</u>
②分野特化型 (ガストロノミー)	400万円まで定額 400万を超える部分は 事業費 2,500万円 まで補助率1/2	<u>600万円</u>
③品質向上型	800万円まで定額 800万を超える部分は 事業費 4,200万円 まで補助率1/2	<u>1,200万円</u>

◆補助額・補助率のイメージ

▶新創出型・分野特化型（ガストロノミー）例：事業費600万円の場合

$$\text{定額400万円} + (\text{600万円} - \text{400万円}) \div 2 = \underline{\text{500万円}} \text{（補助額）}$$

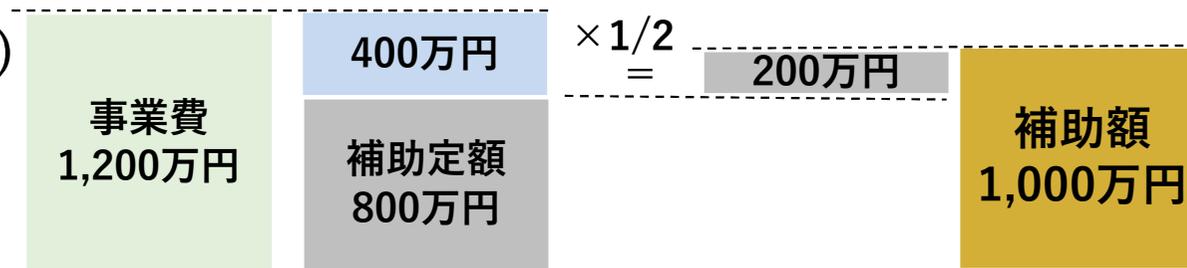


※定額補助400万円を超える部分は、新創出型：事業費2,100万円まで1/2補助、分野特化型(ガストロノミー)：事業費2,500万円まで1/2補助となります。最低事業費はそれぞれ600万円

▶品質向上型

例：事業費1,200万円の場合

$$\text{定額800万円} + (\text{1,200万円} - \text{800万円}) \div 2 = \underline{\text{1,000万円}} \text{（補助額）}$$



※定額補助800万円を超える部分は、事業費4,200万円まで1/2補助、最低事業費は1,200万円

2. 本事業の流れ及びスケジュール

2. 本事業の流れ及びスケジュール

本事業の流れ	応募申請（※1）	受付開始：令和8年2月27日（金）13時 受付締切：令和8年4月2日（木）12時
	採択通知	令和8年5月下旬
	交付申請に関する資料の提出（※2）	令和8年6月上旬
	補助金交付決定（※3）	令和8年6月中旬～7月目途
	事業の実施（※4）	補助金交付決定後～令和9年2月26日（金）
	完了実績報告書及び精算書類提出	令和9年2月26日（金）まで
	事業終了後の補助事業関係書類保管等（※5）	令和9年2月27日（土）以降

- ※1 応募申請はWebフォームでの電子申請になります。
- ※2 交付申請に関する資料の提出時には、費用積算書の各経費につき、原則として2者以上からの見積書が必要となります。
- ※3 補助金交付決定の後でないと補助事業に着手できません。
- ※4 月次進捗報告書、中間報告書及び最終報告書並びに観光コンテンツトリフ又はOTA向け掲載情報票を提出していただきます。
- ※5 間接補助事業者は、補助事業関係書類を、事業実施期間終了後も保管する必要があります。（詳細は公募要領参照）

3. 応募資格及び補助内容 並びに採択事業者の選定

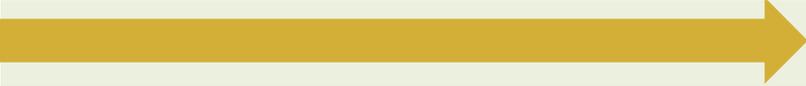
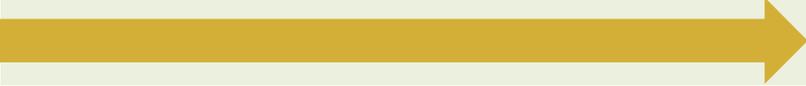
① 新創外型

3. 応募資格及び補助内容（新創出型）

◆ 概要

▶申請にあたっては、以下のいずれか1つの区分を選択する必要があります。

- 区分1：本事業期間内に、観光コンテンツの造成から販売までを目的とした取組を行う事業は、区分1を選択してください。区分1では、造成した観光コンテンツの本事業実施期間内での販売開始及びデジタル上での情報発信等が求められます。
- 区分2：本事業実施期間内に、新たな観光コンテンツの造成及び販路基盤の整備を行い、本事業終了後速やかに販売開始することを目的とした取組を行う事業は、区分2を選択してください。区分2では、必ずしも本事業実施期間内に販売を開始する必要はありませんが、補助対象経費に制約があります。
- 区分3：区分3は、令和6年度補正予算「地域観光魅力向上事業」の「新創出型」で採択された事業と同一の事業（継続事業）の場合に限り申請できます。「地域観光魅力向上事業」の「新創出型」は、当該事業の実施期間内に新たな観光コンテンツの造成及び販路構築を行ない、事業終了後速やかに販売開始することを目的とした取組を実施したものです。この事業で造成した観光コンテンツについて、本事業（観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業）により情報発信、販路開拓等を目的とした取組を行う場合には、区分3を選択してください。なお、区分3では、区分1と同様に造成した観光コンテンツの本事業実施期間内での販売開始及びデジタル上での情報発信等が求められます。

区分	取組内容	
	観光コンテンツ造成 販路基盤の整備等	観光コンテンツの販売、 販路開拓、情報発信等
区分1		
区分2		
区分3		

3. 応募資格及び補助内容（新創出型）

◆ 応募資格

- 以下の要件をすべて満たす者を、本事業の補助対象事業者とし、その取組み内容を支援します。

応募資格

- 地方公共団体、DMO、観光協会、民間企業等
※法人格を有しない団体は事業実施に必要な運営上の基盤を有する4要件を満たすこと
 - ・ 定款に類する規約等を有すること
 - ・ 団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること
 - ・ 自ら経理し、監査する会計組織を有すること
 - ・ 活動の本拠となる事務所等を有すること
- 事業実施の体制がとられており、責任者が配置されていること
- 地域の関係者を含む連携先すべてについて、それぞれの役割分担が明確となっていること
- 自己負担額の担保方法が決められていること
- 本事業期間終了後の事業継続を前提とした体制であること

※観光コンテンツの造成経験は不問

◆補助対象事業

補助対象事業

以下をすべて満たす事業が補助対象となります。

- 地域資源を活用した観光コンテンツに関するアイデアをもとに、インバウンドを対象に観光コンテンツを造成しようとする取組であること（区分3の場合は、前年度事業を継続する取組であること）
- 観光需要を地域的または時間的に分散させる取組であること
- その地域への滞在を促すための体験に関わる消費（コト消費）を生み出す取組であること
- 年間（または特定の季節）を通じ一貫して提供可能な観光コンテンツを造成する取組であること。年に1回または2回の開催に限定されるイベント等（フェスティバルなどの期間限定イベント、特定スポーツの世界選手権等）の開催時にしか提供できない観光コンテンツの造成が主目的の取組は認められません。

◆ 補助要件

補助要件	
<p>● 補助金の交付にあたっては、本事業実施期間内に、「区分1」及び「区分3」は以下の①及び②の全ての要件を、「区分2」は以下の①の全ての要件を満たす必要があります。区分により要件が異なるので注意してください。本事業実施機関内に補助要件を満たせなかった場合は、補助金の交付を受けられないことがありますのでご注意ください。</p>	

	【区分1】 【区分3】	【区分2】
共通要件	<p>① 共通の補助要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光コンテンツタリフまたはOTA向け掲載情報票を作成し、提出すること。 販売を想定した運営体制と販路基盤の整備を完了すること。 	
個別要件	<p>② 区分1及び3の補助要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 造成した観光コンテンツを販売することを必須とし、販売経路に乗せ、観光客が当該コンテンツを購入できる状態とすること。また、販売実績報告書を作成すること。 SNS等を活用してデジタル上へ観光コンテンツについて情報を掲載すること。 	<p>③ 区分2の補助要件</p> <p>個別要件無し</p>

3. 応募資格及び補助内容（新創出型）

◆補助対象経費

	対象経費
①観光資源を活用した観光コンテンツの造成に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光コンテンツ、旅行商品等の企画開発 ● ワークショップ、協議会等の開催、観光戦略の策定 ● 専門家からの意見聴取 ● ガイド確保・育成（観光コンテンツに合わせた育成プログラムの設計、実践的研修の実施等） ● 観光コンテンツに付随したイベントの実施 ● 地域事業者等に対するセミナーの開催 ● 造成した観光コンテンツに関するモニターツアーの開催 ● 効果測定に必要な調査 <p style="text-align: right;">等</p>
②販路基盤整備・情報発信に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ● SNS投稿運用、広告、分析等に係る経費 ● 造成した観光コンテンツを販売するために必要となる写真、ショート動画等、対外的な情報発信のための素材の作成 ● 自社サイトの作成や、AI検索を想定したコンテンツの改善等の情報発信ツールに係る経費 ● 造成した観光コンテンツの販路拡大を目的とした各種メディアを利用した情報発信に係る経費 ● 造成した観光コンテンツに関するファムトリップやインフルエンサーの招聘 ● 商談会への出展に係る旅費。なお真に必要なと認める内容に限る ● O T A掲載、宿泊施設での販売、D M Cへの営業など、販路開拓にかかる経費 <p style="text-align: right;">等</p>
③備品の購入・設備の導入に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光コンテンツの造成等に必要となる備品の購入や設備の導入等。なお、観光コンテンツの提供にあたり、省力化、省人化、利便性向上等に資するシステム、例えば観光コンテンツやガイドの予約管理等の構築・整備に係る費用を含む（真に必要な不可欠で事業終了後の自立的な事業継続に必要なものに限る）。

※「区分2」は、①観光資源を活用した観光コンテンツの造成に係る経費を事業費の50%以上とする必要があります。

◆補助対象外経費

- ▶ 以下の経費は補助対象となりません。
 - 本事業に直接関係のない経費
 - 交付決定前に発生した経費
 - 完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費
 - 新たな観光コンテンツの造成を伴わないイベント開催に要する運営経費
 - 補助対象事業者における経常的な経費
（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに通信料等）
 - 補助対象事業者における常勤職員の賃金・通勤費等人件費
 - 旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
 - 補助対象事業者の会食費、弁当代等の飲食費
 - 本事業における資金調達に必要なとなった利子
 - モニターツアー参加者の実施場所への旅費
 - 工事費（観光コンテンツの実施に必要なと認められる備品の設置工事等を除く） 等
- ▶ 補助対象外経費は、本事業の内容や性質等を踏まえて個別に定めております。そのため、他の補助事業や過年度に実施した同種・類似の補助事業において補助対象となっていた経費であっても、本事業では補助事業とならない場合がありますので、ご注意ください。

3. 応募資格及び補助内容（新創出型）

◆補助対象経費の精算

- ▶本類型の実施期間は、補助金の交付決定日から遅くとも**令和9年2月26日（金）**までです。この実施期間内に、観光コンテンツ造成等の具体的な事業を実施してください。その上で、全ての精算書類（関係各社への支払に係る証憑書類を含む）を提出し、事務局の承認を受けた上で、**遅くとも令和9年2月26日（金）**までに、完了実績報告書の提出を済ませるようお願いします。
- ▶本事業実施期間内に**補助要件を満たせなかった場合、完了実績報告書を提出しなかった場合、補助事業を完了できなかった場合等**、本公募要領が定める内容を達成できない場合は、**補助金の交付を受けられないことがあります**のでご注意ください。

◆留意点

- ▶天変地異等の予期できない事業外の事由により、事業の一部又は全部が実施できなくなる場合が生じることが考えられますが、**事業開始後にこれらの事由が発生した場合のキャンセル料等の経費も対象**とします。
- ▶「**補助対象事業の交付決定前に契約が行われる、または、完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費**」については**計上が認められません**。
- ▶補助対象経費は、本事業の内容や性質等を踏まえて個別に定めております。そのため、**他の補助事業や過年度に実施した類似の補助事業において補助対象となっていた経費**であっても、**本事業では補助対象とならない場合があります**ので、ご注意ください。

3. 採択事業者の選定（新創出型）

●選定委員会において、下記の「審査の観点」に基づいて総合的に評価を行った上で選定を行います。

▶ 観光地域づくりへの寄与

- 地域の産業など地域の関係者や事業者を巻き込んだ取組であり、観光地域づくりに貢献するものであること
- 地域への裨益および経済波及効果の高い魅力的な観光コンテンツに磨きあげるものであること（域内調達率が高いものであること）

▶ 新規性

- これまで活用できていなかった地域の観光資源を新規に活用し、あるいは、既存の観光資源に新たな価値を付加することで、新たな観光コンテンツを造成するものであること

▶ 地域独自性

- 単に地域の観光資源を活用するものではなく、地域独自の自然、歴史・文化や、暮らし等その地域ならではの要素を踏まえた独自性のある観光コンテンツを造成するものであること（他の地域との差別化が図られているものであること）

▶ 具体性・計画性

- 事業の目標や達成方法、事業費の内訳等を具体的に定めた上で、観光コンテンツの内容及び造成・販売の計画が事業期間中又は将来の継続的な販売を実現するために十分な具体性と計画性を有していること

▶ 具体性・計画性（続き）

- 観光客の体験価値の向上を重視したマーケットインの発想に基づき、明確なターゲット層を設定のうえ、需要に即した観光コンテンツを造成し販売することを目指すものであること

▶ 実施体制・持続性

- 将来の継続的な販売に向け、地域に根差した事業者等による事業運営に必要な体制が構築されていること
- 造成した観光コンテンツを販売する（予定の）事業者が明らかとなっているものであること（試行的に観光コンテンツを造成してモニターツアーをするまでにとどまるような、当初から販売する予定のないものは認められません。）

▶ 収益性

- 販売価格、コスト管理、販路等が具体的に計画されており、継続的な運営が可能となる十分な収益性が期待できること
- 将来的に収支バランスを鑑みた収益を上げることができ、自走できうるものであること（補助金がなければ販売することができない採算度外視の観光コンテンツの造成は原則認められません。）

なお、区分3で提出された内容については、審査の観点をもとに、令和6年度補正予算「地域観光魅力向上事業」での取組の実績も踏まえて審査します。

3. 採択事業者の選定（新創出型）

- 以下の記載がある場合は加点要素となります。
 - 観光コンテンツの造成および販売開始後においても継続的に観光コンテンツの供給が行われるような省力化、省人化等の取組が行われること（業務の標準化、平準化、AIチャットの導入による顧客対応など）
 - 持続可能な観光地域づくりに資する効果的な取組が行われること（実施主体又は連携先が「持続可能な観光」に係る国際基準に準拠していること等を確認します。）
 - クールジャパン戦略会議が選定する「コンテンツ地方創生拠点」において推進されている取組であること。
 - 広域連携DMOが策定する広域連携観光戦略に基づき作成された実施計画に位置づけられた取組であること。
- 個別の審査結果に関するお問合せにはお答えできません。
- 募集締切後に、必要に応じて、申請者等に対してヒアリング等を実施する場合があります。

②分野特化型（ガストロノミー）

◆ガストロノミーツーリズムとは

ガストロノミーツーリズム

その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、食文化に触れることを目的としたツーリズム

地域産品とその背景にある要素を掛け合わせたガストロノミーツーリズムの取組を通して、観光客が地域の食文化に触れる機会をつくる



食材・食文化・調理方法等、地域独自の食資源

×



食資源の背景にある地域独自の要素

=

観光客にとって魅力的な、地域ならではのガストロノミーツーリズムの取組み



食とその背景の関係を整理し、一貫したストーリーを表現できる体験として提供

ガストロノミー = 単なる 高級・美食 ではありません

旅行者が地域の食文化を体感

◆ガストロノミーツーリズムを通して期待する効果と型のねらい

ガストロノミーツーリズムを通して期待する地域への効果

- 食を提供する飲食サービス業だけでなく、食材を提供する第1次産業や加工等を担う第2次産業も含めた、地域経済への波及効果の拡大に貢献。
- あわせて、地域の魅力の再認識や所得向上等を通して、地域社会の持続性等の課題解決への寄与も期待。



こうした効果を実現するガストロノミーツーリズムの先進事例の創出を支援

分野特化型（ガストロノミー）においては、地域や地域資源の状況や課題を把握したうえで、上記のような効果を生み出し、持続可能な観光地域づくりに寄与する取組を期待します。

対象となる取組の例

- ・ 地域内の飲食店や、一次生産者、観光事業者等の中で連携体制を構築し、コンテンツ造成に向けた意識醸成をするためのワークショップ等
- ・ 外国人旅行者にとって魅力的な、地域の「食文化」を表現するメニュー開発や、体験コンテンツの造成
- ・ 造成したメニューや体験コンテンツを実販売に向けて検証するためのモニターツアー

3. 応募資格及び補助内容（分野特化型（ガストロノミー））

◆概要

▶申請にあたっては、以下のいずれか1つの区分を選択する必要があります。

- 区分1：本事業期間内に、観光コンテンツの造成から販売までを目的とした取組を行う事業は、区分1を選択してください。区分1では、造成した観光コンテンツの本事業実施期間内での販売開始及びデジタル上での情報発信等が求められます。
- 区分2：本事業実施期間内に、新たな観光コンテンツの造成及び販路基盤の整備を行い、本事業終了後速やかに販売開始することを目的とした取組を行う事業は、区分2を選択してください。区分2では、必ずしも本事業実施期間内に販売を開始する必要はありませんが、補助対象経費に制約があります。
- 区分3：区分3は、令和7年度予算「食」の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業」で採択された事業と同一の事業（継続事業）の場合に限り申請できます。「食」の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業」で造成した観光コンテンツについて、本事業（観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業）において情報発信、販路開拓を目的とした取組を行う場合は、区分3を選択してください。なお、区分3では、区分1と同様に造成した観光コンテンツの本事業実施期間内での販売開始及びデジタル上での情報発信等が求められます。

区分	取組内容	
	観光コンテンツ造成 販路基盤の整備等	観光コンテンツの販売、 販路開拓、情報発信等
区分1		
区分2		
区分3		

◆ 応募資格

- 以下の要件をすべて満たす者を、本事業の補助対象事業者とし、その取り組み内容を支援します。

応募資格

- 地方公共団体、DMO、観光協会、民間企業等
 - ※法人格を有しない団体は事業実施に必要な運営上の基盤を有する4要件を満たすこと
 - ・ 定款に類する規約等を有すること
 - ・ 団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること
 - ・ 自ら経理し、監査する会計組織を有すること
 - ・ 活動の本拠となる事務所等を有すること
- 事業実施の体制がとられており、責任者が配置されていること
- 地域の関係者を含む連携先すべてについて、それぞれの役割分担が明確となっていること
- 自己負担額の担保方法が決められていること
- 本事業期間終了後の事業継続を前提とした体制であること
- 連携体制内に、次の機能を持つ地域の事業者を含むこと
 - ① 地域内の飲食サービス提供機能
 - ② 体験商品の提供機能

◆補助対象事業

補助対象事業

以下をすべて満たす事業が補助対象となります。

- インバウンドを対象としたガストロノミーツーリズムに関する観光コンテンツを造成しようとする取組であること（区分3の場合は、前年度事業を継続する取組であること）
- 観光需要を地域的または時間的に分散させる取組であること
- その地域への滞在を促すための体験に関わる消費（コト消費）を生み出す取組であること
- 年間（または特定の季節）を通じ一貫して提供可能な観光コンテンツを造成する取組であること。年に1回または2回の開催に限定されるイベント等（フェスティバルなどの期間限定イベント、特定スポーツの世界選手権等）の開催時にしか提供できない観光コンテンツの造成が主目的の取組は認められません。

◆補助要件

補助要件

●補助金の交付にあたっては、本事業実施期間内に、「区分1」及び「区分3」は以下の①及び②の全ての要件を、「区分2」は以下の①の全ての要件を満たす必要があります。区分により要件が異なるので注意してください。本事業実施機関内に補助要件を満たせなかった場合は、補助金の交付を受けられないことがありますのでご注意ください。

	【区分1】 【区分3】	【区分2】
共通要件	① 共通の補助要件 <ul style="list-style-type: none"> 観光コンテンツタリフまたはOTA向け掲載情報票を作成し、提出すること。 販売を想定した運営体制と販路基盤の整備を完了すること。 	
個別要件	② 区分1 及び 3 の補助要件 <ul style="list-style-type: none"> 造成した観光コンテンツを販売することを必須とし、販売経路に乗せ、観光客が当該コンテンツを購入できる状態とすること。また、販売実績報告書を作成すること。 SNS等を活用してデジタル上へ観光コンテンツについて情報を掲載すること。 	③ 区分2 の補助要件 個別要件無し

3. 応募資格及び補助内容（分野特化型（ガストロノミー））

◆補助対象経費

	対象経費
①観光資源を活用した観光コンテンツの造成に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ●観光コンテンツ、旅行商品等の企画開発 ●ワークショップ、協議会等の開催、観光戦略の策定 ●専門家からの意見聴取 ●ガイド確保・育成（観光コンテンツに合わせた育成プログラムの設計、実践的研修等の実施） ●観光コンテンツに付随したイベントの実施 ●地域事業者等に対するセミナーの開催 ●造成した観光コンテンツに関するモニターツアーの開催 ●効果測定に必要な調査 <p style="text-align: right;">等</p>
②販路基盤整備・情報発信に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ●SNS投稿運用、広告、分析等に係る経費 ●造成した観光コンテンツを販売するために必要となる写真、ショート動画等、対外的な情報発信のための素材の作成 ●自社サイトの作成や、AI検索を想定したコンテンツの改善等の情報発信ツールに係る経費 ●造成した観光コンテンツの販路拡大を目的とした各種メディアを利用した情報発信に係る経費 ●造成した観光コンテンツに関するファムトリップやインフルエンサーの招聘 ●商談会への出展に係る旅費。なお真に必要と認める内容に限ります ●OTA掲載、宿泊施設での販売、DMCへの営業など、販路開拓にかかる経費 <p style="text-align: right;">等</p>
③備品の購入・設備の導入に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ●観光コンテンツの造成等に必要となる備品の購入や設備の導入等。なお、観光コンテンツの提供にあたり、省力化、省人化、利便性向上等に資するシステム、例えば観光コンテンツやガイドの予約管理等の構築・整備に係る費用を含む（真に必要不可欠で事業終了後の自立的な事業継続に必要なものに限る）。

※「区分2」は、①観光資源を活用した観光コンテンツの造成に係る経費を事業費の50%以上とする必要があります。

◆補助対象外経費

▶ 以下の経費は補助対象となりません。

- 本事業に直接関係のない経費
- 交付決定前に発生した経費
- 完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費
- 新たな観光コンテンツの造成を伴わないイベント開催に要する運営経費
- 補助対象事業者における経常的な経費
（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに 通信料等）
- 補助対象事業者における常勤職員の賃金・通勤費等人件費
- 旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
- 補助対象事業者の会食費、弁当代等の飲食費
- 本事業における資金調達に必要なとなった利子
- モニターツアー参加者の実施場所への旅費
- 工事費（観光コンテンツの実施に必要なと認められる備品の設置工事等を除く） 等

▶ 補助対象外経費は、本事業の内容や性質等を踏まえて個別に定めております。そのため、他の補助事業や過年度に実施した同種・類似の補助事業において補助対象となっていた経費であっても、本事業では補助事業とならない場合がありますので、ご注意ください。

◆補助対象経費の精算

- ▶本類型の実施期間は、補助金の交付決定日から遅くとも**令和9年2月26日（金）**までです。この実施期間内に、観光コンテンツ造成等の具体的な事業を実施してください。その上で、全ての精算書類（関係各社への支払に係る証憑書類を含む）を提出し、事務局の承認を受けた上で、**遅くとも令和9年2月26日（金）**までに、完了実績報告書の提出を済ませるようお願いします。
- ▶本事業実施期間内に**補助要件を満たせなかった場合、完了実績報告書を提出しなかった場合、補助事業を完了できなかった場合等**、本公募要領が定める内容を達成できない場合は、**補助金の交付を受けられないことがあります**のでご注意ください。

◆留意点

- ▶天変地異等の予期できない事業外の事由により、事業の一部又は全部が実施できなくなる場合が生じることが考えられますが、**事業開始後にこれらの事由が発生した場合のキャンセル料等の経費も対象**とします。
- ▶「**補助対象事業の交付決定前に契約が行われる、または、完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費**」については**計上が認められません**。
- ▶補助対象経費は、本事業の内容や性質等を踏まえて個別に定めております。そのため、**他の補助事業や過年度に実施した類似の補助事業において補助対象となっていた経費**であっても、**本事業では補助対象とならない場合があります**ので、ご注意ください。

3. 採択事業者の選定（分野特化型（ガストロノミー））

●選定委員会において、下記の「審査の観点」に基づいて総合的に評価を行った上で選定を行います。

▶ 観光地域づくりへの寄与

- 幅広く地域の関係者・事業者（特に、生産者や飲食店事業者等の食分野、体験商品事業者や宿泊事業者等の観光分野）を巻き込んだ取組であり、持続可能な観光地域づくりに貢献するものであること
- 地域への裨益および経済効果の高い魅力的な観光コンテンツに磨きあげるものであること（食材等の域内調達率が高く、地域への経済波及効果や地域社会の活性化等の効果が高いものであること）

▶ 地域の現状分析の妥当性・適切性

- 当該地域の擁する地域資源（食資源を含む）やそれらを取りまく状況・課題等を幅広くかつ深く把握していること
- 中長期及び本事業期間の目標及び指標について、地域の現状・課題、計画内で実施する事業の内容を踏まえて適切に設定されていること

▶ 地域独自性

- 単に地域の観光資源を取り上げるだけでなく、地域独自の食資源（食材・食文化・調理方法等）と、食資源の背景にある地域独自の自然・歴史・文化・暮らし等の要素との関係性が整理された、地域独自性のある観光コンテンツを造成するものであること（他の地域との差別化が図られているものであること）

▶ 具体性・計画性

- 事業の目標や達成方法、事業費の内訳等を具体的に定めた上で、観光コンテンツの内容及び造成・販売の計画が事業期間中又は将来の継続的な販売を実現するために十分な具体性と計画性を有していること
- 観光客の体験価値の向上を重視したマーケットインの発想に基づき、明確なターゲット層を設定のうえ、需要に即した観光コンテンツを造成し販売することを目指すものであること

▶ 実施体制・持続性

- 将来の継続的な販売に向け、地域に根差した事業者等による事業運営に必要な体制が構築されていること
- 造成した観光コンテンツを販売する（予定の）事業者が明らかとなっているものであること（試行的に観光コンテンツを造成してモニターツアーをするまでにとどまるような、当初から販売する予定のないものは認められません。）

▶ 収益性

- 販売価格、コスト管理、販路等が具体的に計画されており、継続的な運営が可能となる十分な収益性が期待できること
- 将来的に収支バランスを鑑みた収益を上げることができ、自走できうるものであること（補助金がなければ販売することができない採算度外視の観光コンテンツの造成は原則認められません。）

なお、区分3で提出された内容については、審査の観点から、令和7年度予算「食」の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業」での取組の実績も踏まえて審査します。

3. 採択事業者の選定（分野特化型（ガストロノミー））

- 以下の記載がある場合は加点要素となります。
 - 観光コンテンツの造成および販売開始後においても継続的に観光コンテンツの供給が行われるような省力化、省人化等の取組が行われること（業務の標準化、平準化、AIチャットの導入による顧客対応など）
 - 持続可能な観光地域づくりに資する効果的な取組が行われること（実施主体又は連携先が「持続可能な観光」に係る国際基準に準拠していること等を確認します。）
- 個別の審査結果に関するお問合せにはお答えできません。
- 募集締切後に、必要に応じて、申請者等に対してヒアリング等を実施する場合があります。

③品質向上型

3. 応募資格及び補助内容（品質向上型）

◆ 応募資格

- 以下の要件をすべて満たす者を、本事業の補助対象事業者とし、その取組み内容を支援します。

応募資格

- 地方公共団体、DMO、観光協会、民間企業等
- ※法人格を有しない団体は事業実施に必要な運営上の基盤を有する4要件を満たすこと
 - 定款に類する規約等を有すること
 - 団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること
 - 自ら経理し、監査する会計組織を有すること
 - 活動の本拠となる事務所等を有すること
- 事業実施の体制がとられており、責任者が配置されていること
- 地域の関係者を含む連携先すべてについて、それぞれの役割分担が明確となっていること
- 自己負担額の担保方法が決められていること
- 本事業期間終了後の事業継続を前提とした体制であること
- 旅行業者が実施体制に参画していること。
- 市場ニーズ・適正価格等についてノウハウを持つDMCやランドオペレーター等が実施体制に参画していること
- 本事業で改善等を行う観光コンテンツのベースとなる既存の観光コンテンツの販売実績があること
(国内旅行客向け可)

◆補助対象事業

補助対象事業

以下をすべて満たす事業が補助対象となります。

- より高単価なインバウンド向けの観光コンテンツを造成しようとする取組であること
(国内旅行客向けのみを対象とした取組は認められません)
- 観光需要を地域的または時間的に分散させる取組であること
- その地域への滞在を促すための体験に関わる消費（コト消費）を生み出す取組であること
- 年間(または特定の季節)を通じ一貫して提供可能な観光コンテンツを造成する取組であること。
年に1回または2回の開催に限定されるイベント等（フェスティバルなどの期間限定イベント、特定スポーツの世界選手権等）の開催時にしか提供できない観光コンテンツの造成が主目的の取組は認められません。

◆補助要件

補助要件

補助金の交付にあたっては、本事業実施期間内に、以下の全ての要件を満たす必要があります。本事業実施期間機関内に補助要件を満たせなかった場合は、補助金の交付を受けられないことがありますのでご注意ください。

- 観光コンテンツタリフまたはOTA向け掲載情報票を作成し、提出すること
- 販売を想定した運営体制と販路基盤の整備を完了すること
- インバウンド向けにデジタル上へ観光コンテンツについての情報を掲載すること
- インバウンド向けの販売実績をつくること

◆補助対象経費

	対象経費
①観光資源を活用した観光コンテンツの造成に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光コンテンツ、旅行商品等の企画開発 ● ワークショップ、協議会等の開催、観光戦略の策定 ● 専門家からの意見聴取 ● インバウンド向けガイドの確保・育成（観光コンテンツに合わせた育成プログラムの設計、実践的研修の実施等） ● 地域事業者等に対するセミナーの開催 ● 造成した観光コンテンツに関するモニターツアーの開催 ● 効果測定に必要な調査 ● 個別の顧客のニーズに柔軟に応じた二次交通や宿泊施設の確保 <p style="text-align: right;">等</p>
②販路基盤整備・情報発信に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ● SNS投稿運用、広告、分析等に係る経費 ● 造成した観光コンテンツを販売するために必要となる写真、ショート動画等、対外的な情報発信のための素材の作成 ● 自社サイトの作成や、AI検索を想定したコンテンツの改善等の情報発信ツールに係る経費 ● 造成した観光コンテンツの販路拡大を目的とした販路基盤整備・情報発信に係る経費 ● 造成した観光コンテンツに関するファムトリップやインフルエンサーの招聘 ● 商談会への出展に係る旅費。なお真に必要なと認める内容に限ります ● OTA掲載、宿泊施設での販売、DMCへの営業など、販路開拓に係る経費 ● インバウンドを含む販路開拓の実績が豊富な旅行会社や旅行サービス手配業者（ランドオペレーター）等によるモニターツアー結果を踏まえた海外販路基盤の拡大にかかる経費 <p style="text-align: right;">等</p>
③備品の購入・設備の導入に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光コンテンツの造成等に必要となる備品の購入や設備の導入等。 <p>なお、観光コンテンツの提供にあたり、省力化、省人化、利便性向上等に資するシステム、例えば観光コンテンツやガイドの予約管理等の構築・整備に係る費用を含む（真に必要な不可欠で事業終了後の自立的な事業継続に必要なものに限る）。</p>

◆補助対象外経費

- ▶ 以下の経費は補助対象となりません。
 - 本事業に直接関係のない経費
 - 交付決定前に発生した経費
 - 完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費
 - 新たな観光コンテンツの造成を伴わないイベント開催に要する運営経費
 - 補助対象事業者における経常的な経費
（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに 通信料等）
 - 補助対象事業者における常勤職員の賃金・通勤費等人件費
 - 旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
 - 補助対象事業者の会食費、弁当代等の飲食費
 - 本事業における資金調達に必要なとなった利子
 - モニターツアー参加者の実施場所への旅費
 - 工事費（観光コンテンツの実施に必要なと認められる備品の設置工事等を除く） 等
- ▶ 補助対象外経費は、本事業の内容や性質等を踏まえて個別に定めております。そのため、他の補助事業や過年度に実施した同種・類似の補助事業において補助対象となっていた経費であっても、本事業では補助事業とならない場合がありますので、ご注意ください。

3. 応募資格及び補助内容（品質向上型）

◆補助対象経費の精算

- 本類型の実施期間は、補助金の交付決定日から遅くとも**令和9年2月26日（金）**までです。この実施期間内に、観光コンテンツ造成等の具体的な事業を実施してください。
その上で、全ての精算書類（関係各社への支払に係る証憑書類を含む）を提出し、事務局の承認を受けた上で、**遅くとも令和9年2月26日（金）**までに、完了実績報告書の提出を済ませるようお願いします。
- 本事業実施期間内に**補助要件を満たせなかった場合、完了実績報告書を提出しなかった場合、補助事業を完了できなかった場合等**、本公募要領が定める内容を達成できない場合は、**補助金の交付を受けられないことがあります**のでご注意ください。

◆留意点

- 天変地異等の予期できない事業外の事由により、事業の一部又は全部が実施できなくなる場合が生じることが考えられますが、**事業開始後にこれらの事由が発生した場合のキャンセル料等の経費も対象**とします。
- 「**補助対象事業の交付決定前に契約が行われる、または、完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費**」については**計上が認められません**。
- 補助対象経費は、本事業の内容や性質等を踏まえて個別に定めております。そのため、**他の補助事業や過年度に実施した類似の補助事業において補助対象となっていた経費**であっても、**本事業では補助対象としない場合があります**ので、ご注意ください。

3. 採択事業者の選定（品質向上型）

●選定委員会において、下記の「審査の観点」に基づいて総合的に評価を行った上で選定を行います。

➤ 特別性

- 地域の伝統工芸品、地場産品等のモノ消費と一体となった特別な体験を組み合わせることで、高付加価値化が図られており、消費意欲が高いインバウンドをターゲットとした高価格帯商品として設計されているものであること
- 通常では体験できない貴重な観光資源の特別開放や、特定の時期・条件でしかアクセスできない場所・体験を提供するものであり、インバウンドにとって特別な価値を持つ体験商品であること

➤ 品質向上に向けた取組の妥当性・適切性

- 既存の観光コンテンツの売上・収益性・リピート率等を分析し、現状の課題を踏まえた上で、高付加価値化に直結する品質向上の取組を明確に特定していること（高付加価値化ありきの取組となっていないこと）。なお、特定にあたっては、ターゲットとする層が、提案する観光コンテンツに強い関心を抱いているか、その関心を客観的に示す根拠情報があると望ましい
- 効果検証等の調査を適切に実施し、顧客満足度や課題を把握した上で、観光コンテンツや販路開拓について品質改善を行う仕組みが計画されていること

➤ 具体性・計画性

- 事業の目標や達成方法、事業費の内訳等を具体的に定めた上で、観光コンテンツの内容及び造成・販売の計画が事業期間中又は将来の継続的な販売を実現するために十分な具体性と計画性を有していること
- 観光客の体験価値の向上を重視したマーケットインの発想に基づき、目確なターゲット層を設定のうえ、需要に即した観光コンテンツを造成し販売することを目指すのもであること

➤ 実施体制・持続性

- 将来の継続的な販売に向け、地域に根差した事業者等による事業運営に必要な体制が構築されていること
- 造成した観光コンテンツを販売する（予定の）事業者が明らかとなっているものであること（試行的に観光コンテンツを造成してモニターツアーをするまでにとどまるような、当初から販売する予定のないものは認められません。）

➤ 収益性

- 販売価格、コスト管理、販路等が具体的に計画されており、継続的な運営が可能となる十分な収益性が期待できること
- 将来的に収支バランスを鑑みた収益を上げることができ、自走できうるものであること（補助金がなければ販売することができない採算度外視の観光コンテンツの造成は原則認められません。）

3. 採択事業者の選定（品質向上型）

- 以下の記載がある場合は加点要素となります。
 - 観光コンテンツの造成および販売開始後においても継続的に観光コンテンツの供給が行われるような省力化、省人化等の取組が行われること（業務の標準化、平準化、AIチャットの導入による顧客対応など。）
 - 持続可能な観光地域づくりに資する効果的な取組が行われること（実施主体又は連携先が「持続可能な観光」に係る国際基準に準拠していること等を確認します。）
 - クールジャパン戦略会議が選定する「コンテンツ地方創生拠点」として推進されている取組であること。
 - 広域連携DMOが策定する広域連携観光戦略に基づき作成された実施計画に位置づけられた取組であること。
- 個別の審査結果に関するお問合せにはお答えできません。
- 募集締切後に、必要に応じて、申請者等に対してヒアリング等を実施する場合があります。

4. 申請手続について

4. 申請手続について

◆ 提出資料

- 申請にあたっては、申請ページにおいて事業者登録が必要となります。
- 申請者は締切までに、以下の提出資料をすべて本事業サイトの申請ページより提出してください。
- 締切時刻直前は申請ページのアクセスが込み合う恐れがあります。締切直前の提出は極力避けるようにご注意ください。

提出資料名	様式	提出方法
事業計画書	様式 1	Webフォーム上にて直接入力して提出
費用積算書	様式 2	Webフォーム上にて直接入力して提出
事業実施スケジュール	様式 3	Webフォーム上にて直接入力して提出
事業概要	様式 4	PowerPoint形式で作成、申請ページにて提出
連携先の同意書	様式 5	PDF形式で申請ページにて提出（押印または文書番号が必要）
プレゼン動画	—	2分以内の動画をMP4形式で申請ページにて提出
申請する実施主体の、直近過去3年分の財務諸表及び事業報告書	—	地方公共団体が申請する場合は提出不要 法人格を有しない団体は、財務諸表及び事業報告書に代え、同等の内容が確認できる書類を提出することでも可
観光コンテンツタリフ等 注：【品質向上型】のみ	—	今回申請する観光コンテンツの観光コンテンツタリフ及び年間販売実績管理表等を申請ページにて提出 ・タリフ及び注文票 ・年間販売実績管理表 ・販売実績が記載されたサイトのキャプチャー等

留意点

- ▶ 提出書類のうち、「連携先の同意書」の提出には、押印（公印、職印等）が必要です。地方公共団体においては、文書番号の記載でも可とします。
- ▶ プレゼン動画の内容は、実施主体による事業に対する意気込みや具体的な目標等に関するプレゼンテーションとし、説明者が映るように撮影してください。資料の挿入等は不要で、撮影はスマートフォン等によるもので構いません。また、ファイル形式や解像度及び容量の規定、撮影上の注意事項がありますので、公募要領をご確認ください。
- ▶ 提出書類や交付決定後の報告資料等に記載する文言や掲載する写真は公表可能なものを使用してください。特に写真は、著作権及びその他関連の権利等の問題が生じないよう公表可能なものを使用してください。

重要説明事項（抜粋）

▶ **補助事業の内容等を変更する際は、事前の承認が必要です。**

補助事業は、交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、補助事業を実施する中で、交付決定を受けた金額の範囲内で補助対象事業の内容（軽微な変更を除く）を変更する際には、変更に係る発注・契約・支出行為前に所定の「変更交付申請書」を提出し、変更交付決定を受ける必要があります。内容によっては、変更が認められない可能性がありますので、ご注意ください。

▶ **補助対象経費により取得した財産は管理が必要です。**

補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

また、単価10万円(税抜き)以上の取得財産等については、取得財産等管理台帳を備えるものとし、処分を承認された財産を除き、一定の期間が終了するまで管理しなければなりません。

▶ **所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。**

単価50万円(税抜き)以上の機械装置等の購入等、告示（平成22年国土交通省告示第505号）により定められたものについては、「処分制限財産」に該当し、補助対象設備投資と認められ、補助金の支払いを受けた後であっても、一定の期間において処分(補助対象事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されます。処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず事務局に承認申請を行い、承認を受ける必要があります。事務局は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存処分制限期間等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となります。

4. 申請手続について

重要説明事項（抜粋）

▶ 補助事業関係書類は終了後5年間保存しなければなりません。

間接補助事業者は、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間(令和14年3月31日まで)、観光庁や会計検査院からの求めがあった際にいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もあり、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

▶ 関係会社等から調達する場合の利益等排除について

補助対象経費の中に、間接補助事業者の自社調達又は関係会社からの調達分がある場合、間接補助事業の実績額に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。そこで、これらから調達した場合は、取引価格から利益等相当額を控除した金額を補助対象経費として下さい。

利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の①～③の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む)を、利益等排除の対象とします。

- ① 補助事業者自身(自社)
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業
- ③ 補助事業者の関係会社(上記②を除く)

※利益等排除の対象範囲となる具体的な関係会社の範囲は、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に準じて判定して下さい。

5. 申請前支援について

スタートアップセッションの開催

事業計画の策定及び応募にあたっての参考としていただくため、観光分野の専門家による、事業を継続するための体制づくりや、効果的な情報発信、販路開拓の取組など、申請時に役立つ情報等を提供いたします。

【開催概要】 令和8年2月26日（木） 公開（予定）

【講演テーマ】 ① 『**ゴールから逆算して考える！自走・持続可能なコンテンツ造成・販売のポイント（予定）**』

佐々木 文人 氏（株式会社羅針盤 代表取締役）

② 『**インバウンドも国内旅行も個人旅行が8割！「勝手にきて、勝手に帰る」観光市場に、どう伝え、どう売るか？**』

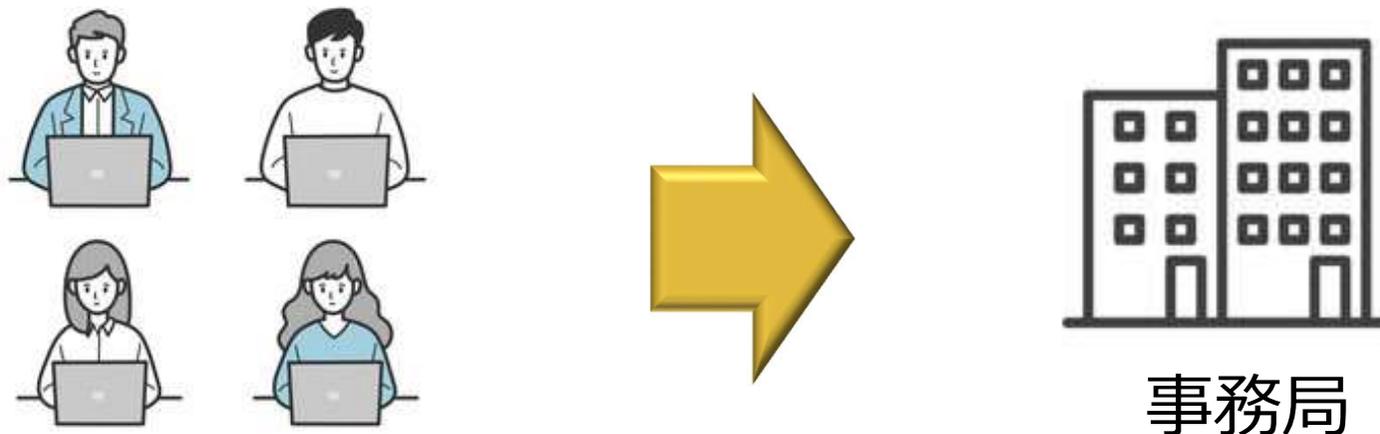
永谷 亜矢子 氏（株式会社an 代表取締役/立教大学経営学部 客員教授）

この他、観光庁の過年度事業における取組事例を、本事業サイトに掲載する予定です。

留意点

申請書類の受付期間

×切時刻までに手続きが完了するよう、時間に余裕を持って申請して下さい。
提出はWebフォームでの電子申請になります。



令和8年 2月27日 (金) 13:00 ～ 4月2日 (木) 12:00

詳細は本事業サイトにてご覧ください。

<https://juyobunsan.go.jp/>



質疑応答

ウェビナー画面下部の『Q&A』よりご質問をご入力ください。
多数のご質問が想定されますので、回答については取りまとめのうえ、本
事業サイトにて後日公開いたします。



本事業サイト <https://juyobunsan.go.jp/>



本日は説明会へご参加いただき、
誠にありがとうございました。

詳細は本事業サイトにてご覧ください。

<https://juyobunsan.go.jp/>

